平成２３年（フ）第１４１号
茨城県小美玉市手堤289番地２
債務者　永井　文枝
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１４５号
茨城県那珂郡東海村舟石川駅西１丁目３番３―701号　黒澤ビル
債務者　飛田　静幸
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１４７号
茨城県常陸大宮市小祝905番地の１
債務者　廣木　　誠
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１５１号
茨城県水戸市見和１丁目450番地の２　県営見和東アパート１棟205号
債務者　宮川　政江
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１６３号
茨城県水戸市見川町1821番地の15
債務者　緑川　まみ
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１８３号
茨城県ひたちなか市大字中根3557番地６
債務者　武藤　和子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１２号
群馬県桐生市川内町１丁目64番地の１　サンライフ川内Ｎ棟
債務者　阿藏　郁恵
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第７号
富山県魚津市本町２丁目11番１号
債務者　やきとりの名門満月こと　筒口　宗久
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第８号
富山県魚津市本町２丁目11番１号
債務者　筒口　樹美
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第８０号
金沢市東山３丁目16番24号
債務者　浪近　澄子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第８８号
金沢市大友１丁目198番地　アンセスターＹ．Ｓ103号室
債務者　**網**谷　陽子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第９５号
金沢市御所町寅55番地２
債務者　南林　浩史
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１０４号
石川県河北郡津幡町字清水チ341番地１　プリエールＣ棟１、従前の住所金沢市割出町540番地５
債務者　齋藤　浩紀
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第９６号
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3332番地1556
債務者　東山　壽子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
山梨県西八代郡市川三郷町上野3067―１　三栄荘２号、住民票上の住所山梨県中央市若宮３番地６
債務者　深澤　和美
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
山梨県甲府市塩部３丁目14番９号ミレイハイム202
債務者　西野　政広
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
山梨県韮崎市水神２丁目６番Ｇ―１号　市営水神住宅
債務者　広瀬　久良
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係